

博士論文要旨

論文題名：我が国の地域ブランド保護制度のあり方 についての制度研究

立命館大学大学院テクノロジー・マネジメント研究科
テクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程

ふりがな まつだ やすゆき
氏 名 松 田 康 之

近年、我が国において、地域産業の競争力を高め、地方経済を活性化させることを目的とした地域ブランドの取組みが注目を集め、地域ブランド保護のために 2005 年に地域団体商標制度が創設された。一方、世界的に見てこうした地域産品の保護制度に関しては 1994 年の TRIPS 協定成立以来普及が進んでいる地理的表示保護制度が主流である。地域ブランドを巡る情勢も年々変化している中、我が国においても産業政策や国際的な制度調和の観点から地理的表示保護制度の導入を巡る議論が本格化してきているが、地理的表示保護制度に関する知見はまだ少ない現状にある。そこで、本研究では我が国における地域ブランド保護制度のあり方を考察するため、世界的に普及が進む地理的表示保護制度に注目し、その制度特徴を明らかにした上で現行制度との比較研究を行った。まず、既存研究において地理的表示保護制度の最大の特徴として世界各国で導入されている地理的表示保護制度の法形式が異なることが挙げられていることに注目し、各国の地理的表示保護制度の法形式と国際関係や経済状況といった要因の間には何らかの相互作用が介在するとの仮説を立て、各国の地理的表示保護制度の法形式との関係について定量的な手法により比較検討した。その結果、関連する国際条約の加盟状況と各国の経済状況において法形式による統計上の有意差が見られた。この結果、国際条約上の義務、自国の経済状況や産業政策が各国の地理的表示保護制度の法形式の選択に影響を及ぼす可能性が示唆された。さらに最近の我が国の地理的表示保護制度導入に向けた動きとして 2012 年に農林水産省内に「地理的表示保護制度研究会」が設置された。本研究会はこれまでに計 5 回の有識者による検討が行われ、検討結果を報告書骨子案としてまとめた。本研究では、上記研究会報告書骨子案の提言を問題提起として捉え、はじめにその提言内容について分析した上で、我が国に導入すべき地理的表示保護制度の在り方、その方向性を考察した。その結果、国際的な制度調和の観点から、現行制度との整合性を図った上で、我が国にも特別な(sui generis)制度を導入する必要があると結論付けた。